

行政不服審査裁決書

審査請求人 ○ ○ ○ ○

上記審査請求人（以下「請求人」という。）から、令和 3 年 5 月 1 4 日付けで提起のあった不作為に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決します。

第 1 主文

本件審査請求を却下する。

第 2 事案の概要

- (1) 請求人は、令和 3 年 4 月 1 4 日、おいらせ町役場新型コロナウイルス対策本部を宛先として、行政手続法（平成 5 年法律第 8 8 号）第 3 6 条の 2 の規定に基づき、行政指導の中止等を求める申出書（以下「申出書」という。）を提出した。
- (2) おいらせ町長は、令和 3 年 4 月 1 9 日、申請人が中止を求める「マスクの着用要請」等は、行政手続法第 2 条第 6 号に基づく行政指導にあたらないため、行政手続法第 3 6 条の 2 に規定する「行政指導の中止等の求め」の対象に該当しない旨、通知した。
- (3) 請求人は、令和 3 年 5 月 1 4 日、おいらせ町長に対し、本件審査請求をした。

第 3 審理関係人の主張の要旨

(1) 請求人の主張

請求人が提出した資料によって、その受理を担当した職員とその上司（以下「担当職員」という。）は、特異な自然災害である新型コロナウイルス

スとその感染症が存在していない科学的証拠と事実を職務上知りえて認知したので、担当職員は不存在が証明された特異の自然災害に対しての政策を行う事は行政の遂行上全く合理性と必要性が無くかつ違法で、特異な新型コロナウイルスは存在すると私的に信じる一部の国民に対してのみの奉仕者となれば、その公務員は日本国憲法第15条に対して重大な憲法違反を犯している。

担当職員は、職務上新型コロナウイルスが不存在である事実を知りえ認知をしていながら、引き続き不存在の新型コロナウイルスの感染症対策を行うといった不正な職務を遂行し、かつ、不正事実をおいらせ町長に報告すべき公務員としての職務を不作為としたが、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第239条第2項に基づき、不存在の新型コロナウイルスに対する不正行政中止の提起や、不正を庁内部告発する職務上の義務を負っている。

担当職員は、不正を知りながら黙認し公正中立な職務を遂行しなかったことにより、刑法（明治40年法律第45号）第193条の公務員職権濫用罪に該当する十分な犯罪の疑いがある。

よって、憲法第15条の憲法違反、刑事訴訟法第239条第2項の職務上犯罪思料した時の告発義務の発生事実と認知、刑法第193条の公務員職権濫用罪の疑い、国家公務員法（昭和22年法律第120号）又は地方公務員法（昭和25年法律第261号）全般にわたる職務違反を認知したので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第1条第1項、同第19条第3項によっておいらせ町長の違法を不服申し立てする。

おいらせ町長は、担当職員に対し、不正職務の内部告発及び刑事告発という職務上の義務を果たすよう命じるとともに、行政不服審査法第1条第1項に照らし極めて重大かつ違憲で違法、公共の福祉を害し社会全体の利益を追求する上でも緊急を要する事案であるから、本請求書年月日から起算して20日以内に、請求人に対するなんらかの行為をすべきことを担当職員に命ずるとともに、裁決で、その旨を適法に宣言することを強く要求する。

また、不存在の新型コロナウイルスのデマ、捏造報道、失政による経済

的健康的被害や人権侵害を速やかに現状復旧させる政策を急ぐことを特に強く求める事を申し添える。さらに重ねてこれらを不作為とするとおいらせ町長を刑法第193条公務員職権濫用罪にて地方検察庁特捜部に特別刑事告訴を即刻行うものとする。

第4 理由

(1) 不作為についての審査請求について

不作為についての審査請求については、行政不服審査法第3条の規定により、「法令に基づき行政庁に対して処分についての申請をした者」に限り行うことができるとされ、また、その対象となる不作為とは「法令に基づく申請に対して何らの処分をもしないこと」をいい、当該審査請求をするためには、前提として「法令に基づく申請」がなされている必要がある。

その定義については、行政手続法上の定義と同一であるとされ、「法令」とは、同法第2条第1号において「法律、法律に基づく命令（告示を含む。）、条例及び地方公共団体の執行機関の規則（規程を含む。）」をいい、「申請」とは、同法第2条第3号において「法令に基づき、行政庁の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分を求める行為であって、当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすべきこととされているもの」をいう。

(2) 請求人の不服申立人適格の有無について

請求人は、担当職員は不存在の新型コロナウイルスの感染症対策を行うという不正な職務を告発するとともに請求人に対して何らかの行為をすべきでありながら、それらがなされていないという不作為があると主張しているものと解されるが、請求人が行った申出書の提出は法令に基づく申請に当たらず、また、請求人が行った申出書の提出が法令に基づく申請に当たるとの主張であると解したとしても、おいらせ町長は申出人に対し申出の結果を通知している。

よって、請求人は行政不服審査法第3条の規定による不作為についての審査請求ができる者ではなく、不服申立適格を欠くものというべきであり、また、審査請求の対象となる不作為の存在も認められない。

(3) 結論

以上のとおり、本件審査請求は不適法であるため、行政不服審査法第49条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和3年6月25日

審査庁 おいらせ町長 成 田 隆

(教示)

1 この裁決に不服のある場合は、この通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、おいらせ町を被告（おいらせ町を代表する者は、おいらせ町長となります。）として、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした不作為が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。